

李通玄の伝記資料について

稲岡智賢

李通玄の伝記については仏教学セミナー34号において考察したのであるが、ここでは『李長者事迹』を中心に論を進めた。それは記述内容の豊富さと著作年時の推定から根本資料に足ると考えただからであるが、今回は各資料間の比較から『事迹』の伝記資料としての重要性を明らかにしつつ各資料の位置づけを試みたいと思う。尚、彼の伝記資料の一覧は34号に示したが、『事迹』が既に一二〇〇年代には日本に流布していた事実から、今回はそれ以降に著わされた資料については省略することとした。

さてその対象となるのは34号に示した一覧の(イ)～(ウ)であるが、論の進行上再び列挙する。(一)内はその著作年時である。

- (イ) 決疑論序 (七七〇年)
  - (ロ) 事迹 (八〇〇年頃)
  - (ハ) 合論序・志寧 (八四七～八六〇年)
  - (ニ) 神福山寺靈跡記 (九〇七年)
  - (ヘ) 合論序・慧研 (九六七年)
  - (ホ) 宋高僧伝 (九八七年)
  - (ヘ) 決疑論後記 (一〇八八年)
  - (ロ) 行蹟記 (一一〇二年)
  - (カ) 編年通論 (一一六四年)
  - (ク) 行状 (一二〇七年)
- さて、通玄の在世期間に凡そ二〇年の移動があることは、(イ)と

(ロ)との記述の相違に基くものであるが、これらと他資料との関係を探ってみよう。まず(イ)の直接の系統として(ロ)があげられる。これは(ロ)に記されている如く、著者商英が『決疑論』四巻を得た時、同時に『序』も得たであろうと推定しうることに、通玄に関する記述が全同の内容であることから、まず間違いはないであろう。

一方(イ)の直接交渉として考えられるものに(ウ)がある。これは記述内容としては(イ)と(ロ)との折衷案であるが、しかし(ウ)の文の大半が(イ)と全くの同文、或いはその抜萃によって構成されているから、(イ)(ロ)間に直接の交流があったことは疑いない。そしてこの(ウ)は碑として後世迄方山に残る。又(ロ)は共に商英が関与したものであること①から、(イ)(ロ)間即二四年間に商英自身の通玄の伝記に関する見解の変化が生じたことを意味する。尤もこの二四年間には彼は洪州(江西省南昌府)にも居住したことがあり、又各地を転々としていたから、この間に(イ)を入手したとしても不思議はない。そしてこの江州は(ロ)(ウ)の成立地と非常に近いのである。これについては後に触れるが、結果的に商英が採用した通玄伝は、(イ)については開元七年のみであり、他は全て(ロ)に依ったことになる。一方これらの資料中(イ)(ロ)は少くとも方山において撰述され、そこに存続したものと考えられるが、その点(ウ)はその記述内容から察すると方山とは多少距離を有している。しかし方山撰述の観点から資料を眺めると(ロ)がここに浮かびあがる。つまり(イ)(ロ)(ウ)の四が方山関係の資料である。(ウ)は成立も古く、記述内容にも特記事項が多いから、その点重要な資料であるといえるが、惜むらくは(ロ)(ウ)の存在が示されていないことによって、多少疑いが生ずることである。しかし(ウ)は(イ)の開元二十七年に唯一同調するものであり、これが通玄の在世年時に大きく関わっているわけであるか

ら、(甲)の資料的価値を明確にできれば、この問題について解決の一方向を与える。尤も(イ)(ロ)間には記述内容の同意点も多くみられ、両者間に何らかの関係があったことは推察されるが、(イ)(ロ)間の如き関係は認められず、直ちに直接交流を見出すことはできない。

一方、(イ)(ロ)は共に『合論』の序であり、直接交渉はあつたと思われるが、しかしこれらは共に伝記資料としては不鮮明である。

但(ロ)には通玄の伝記のあつた旨を載せており、これは注目すべきである。内容的には一応(イ)に属している。ところで木村清孝博士が既に指摘しておられる如く、通玄の思想は中国南部に流布していることに観点を向ければ、(イ)(ロ)は共にその条件を満たすものである。そうした時、『統貞元釈教録』の行状の件と、(イ)の通玄の記の件とを合せると、南地に流布していた通玄の伝記は(イ)であつた可能性も生ずる。その理由としては(イ)の存在があげられる。つまりその内容を比較すると、これは(イ)と(ロ)との折衷であろうと思われるからである。これは通玄の伝記資料としては総合的にまとまつたものであるが、しかし反面からいへば(イ)の開元七年、開元十八年の説を巧みに(イ)へ導入し、事項としては全く(イ)に同じ、(イ)(ロ)間の域を出ていないのである。尤もこれの特記事項としては(イ)(ロ)に関する記述と幽州の僧惠明の件があるが、これらは共に通玄の伝に直接関するものではない。とすると(ロ)において(イ)(ロ)の統合、若くは統合された別行の資料の存在が考えられる。ところで別行の資料があつたとする場合、(イ)以外の資料で(ロ)に匹敵するものは現存せず、且つ又前述の南英南地歴訪、(イ)の記述等を合すると、(イ)によって(イ)(ロ)が統合されたとする方が妥当ではあるまいか。少なくとも(イ)の南地流布の可能性は非常に強いと思われる。

次に(イ)については、時代が多少下ることになるが、内容的には

(イ)の開元七年説のみ採用し、以下(イ)に従つて数値を逆算していったものであらうと思われる。但ここで不明なことは初めて九五歳卒説が登場するのである。(ロ)もこれについては(イ)と同じである。尚、これらの具体的特殊性は34号に述べたので省略するが、記述の数字を無視すれば、内容的には(イ)に依つたものである。但(ロ)に限つては高麗流布本であるということに注意しておかねばならない。そしてこれら以降の資料は『見聖授道伝』を除き、全て(イ)或いは(ロ)に従つたものであることを附言しておく。

以上考察してきた結果、大半の伝記資料は(イ)の開元七年説を重視し、それに(イ)の記述内容をプラスしたものであるといえる。そして資料の流布も現地方山の存続と南地への流布の二点が考えられたわけである。この点からすれば(イ)がそのまま存続しているという点でその不改性によって重視するに足るであらう。そして澄観の北京李長者の語も(イ)によるとするならば一層である。但、同じく方山にあつて記述内容に会昌年間等のことを有する(ロ)が(イ)の開元二十七年説を採用していることは、(ロ)がいかなる事状によつて(イ)と類似するのか、その理由が判明せぬ限り(イ)の開元二十七年説を無碍に却下することはできないと思うのである。ともあれ『事迹』の記述内容がこれ程多くに影響を与え、若くは共通部分をも有することは、少なくともこれが端的に通玄の人となりを示す格好の資料として位置づけられても不自然さはないであらう。ただ資料の比較から通玄の人物を知ろうとする場合、各資料の性格を調査する必然が生ずるが、今回は『事迹』の影響に主眼を置いた為、それについては今後の課題としたい。

① 仏教学セミナー 34号

② 印度学仏教学研究 29—1